

共通番号法案成立に対する会長声明

2013年（平成25年）5月24日、いわゆる共通番号法（正式名称「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」）案及びその関連法案が参議院本会議で可決され、成立した。

本法案で導入される共通番号制度は、市民生活の全般（税務分野においては私人間の取引も含まれる。）に及ぶ極めて広範囲にわたる個人データを、個人に付された番号（マイナンバー）で管理し、情報提供ネットワークシステムを通じて確実に名寄せ・統合して利用することを可能にすることから、プライバシー権を侵害する危険が極めて高い。そして、この制度が濫用されれば、マイナンバーにより、住所、氏名、年齢のみならず、家族構成や病歴などのセンシティブ情報や収入・資産などの財産情報までも政府が一望して管理するおそれがあるのに対し、これを防ぐ有効な手立てがない。また政府は、附則で定めた3年後見直しの際には、特に民間分野における利用拡大を目指していることから、個人情報等の漏洩、なりすまし等の被害が拡大する危険性はさらに高くなる。

従来、政府は、国民の個人情報を分散的に管理しており一元管理は事実上困難であった。本法案で導入される共通番号制度は、個人情報の一元管理をより容易にするものであり、従前の市民と政府との関係を大きく変え、憲法第13条で保障されているプライバシー権に対する脅威となりうる。当会は、従前から、問題点を指摘し、一貫して反対の意を表明してきた。（2011年8月3日付「社会保障・税番号大綱」に関する意見書、2012年9月4日及び2013年3月29日付会長声明）

しかしながら、当会が指摘してきた問題点、すなわち、国民監視強化の懸念、アメリカや韓国など諸外国において深刻な社会問題になっている大量の情報漏洩やなりすましなどのプライバシー侵害のリスクについて、国会で十分な審議がなされなかった。また、制度目的が曖昧な上、制度導入により多額の費用がかかるにもかかわらず、その費用対効果も具体的に明らかにされないまま、国会は本法案を成立させた。

当会は、国会が拙速に本法案を成立させたことに強く抗議するとともに、今後も以上に指摘した問題点を解消すべく、一層の努力を重ねる決意である。

2013年（平成25年）5月29日
大阪弁護士会
会長 福原哲晃